

一般社団法人 埼玉県経営者協会
会長 石井 進 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用の配慮及び
雇用調整助成金等を活用した更なる雇用維持の要請

日頃より、埼玉労働局の行政運営に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の雇用情勢については、令和2年11月末の全国の有効求人倍率は1.06倍と求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられる状況にあります。

このような状況の中、これまでも休業中の企業や事業所に対しましては、貴会を通じ雇用調整助成金を活用した雇用維持等に対する配慮の要請を行ってきたところですが、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を一層注視する必要があるところです。

雇用調整助成金については、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、令和2年4月1日からの緊急対応期間において、助成率を中小企業は10/10、大企業は3/4に引き上げるとともに、上限日額を15,000円に引き上げるなど政府一体となって雇用維持を図るよう努めて参りました。

今般、1月8日から新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った営業時間の短縮、休業、収容率・人数上限の厳格化、飲食提供の自粛に協力する事業主については、大企業の助成率を最大10/10に引き上げる（但し、解雇等を行っている場合の助成率2/3→4/5）など、感染拡大の防止の実効性を確保するため営業時間の短縮等に協力する飲食店等の負担軽減を図ることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度を活用して休業手当の支払いを受けることができなかった労働者の支援を図ることとしています。

貴団体におかれては、下記の事項について、積極的なご対応をいただくよう、会員企業への改めての周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については、教育訓練の機会を設けるなどの将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 二 職を失った方の再就職を促進するためにも求人を積極的に提出していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮をお願いいたします。また、新卒者については、中長期的な視点に立って採用を進めていただくようお願いいたします。
- 三 令和3年度新規学卒予定者等が十分な就職活動を行えるよう、多様な通信手段を活用

した説明会や面接・試験等、柔軟な日程の設定などによる一層の募集機会の提供を行うなど最大限柔軟な対応をお願いいたします。

四 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段の配慮をお願い申し上げます。また、外国人労働者においても、日本人と同様の配慮をお願いいたします。

五 今般の新型コロナウイルス感染症により、事業の休止などを行う場合でも、可能な限り、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っって労働者の不利益の回避に努めていただくようお願いいたします。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意ください。

埼玉労働局長

増田 嗣郎

緊急事態宣言に伴い、営業時間の短縮等に協力する大企業の事業主の方へ

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当の一部を助成するものです。

雇用調整助成金の特例措置に係る 大企業の助成率の引き上げのお知らせ

緊急事態宣言の発出に伴い、特定都道府県（※）の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店や劇場、映画館等について、雇用調整助成金の特例措置に係る大企業の助成率を最大10/10に引き上げます。

（※）特定都道府県…栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

大企業の助成率の引き上げについて

新型コロナウイルス感染症の特例措置に関して、**緊急事態措置の実施期間に実施した休業（短時間休業を含みます）**については、**以下のとおり助成率を引き上げます。**

	助成率（解雇等がある場合）	助成率（解雇等がない場合）
大企業	2/3 ⇒ <u>4/5</u>	3/4 ⇒ <u>10/10</u>
中小企業	4/5	10/10

特例措置以外の場合は、大企業は1/2、中小企業は2/3

【緊急事態措置の実施期間】

- ・1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）… 令和3年1月8日～令和3年2月7日
- ・2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）… 令和3年1月14日～令和3年2月7日

対象となる休業

特定都道府県の知事の要請を受けて、当該要請の対象施設における営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する、当該都道府県内で事業を行う飲食店等の事業所が、当該施設において雇用される労働者の休業を行った場合。

- ※ 施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者には雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業を行った場合も含まれます。
- ※ 労働者には、当該施設において、当該施設に係る事業主や労働者の指揮命令を受けて就業する派遣労働者を含みます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL030121企01

1	<p>Q.緊急事態宣言対応特例の対象となるのはどのような企業でしょうか</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言に伴い、緊急事態措置の対象区域の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請又は働きかけ（以下「要請等」という。）を受けて、当該要請等について指定区域ごとに設定された期間を通じて、特措法施行令第11条に定める施設（※）の内、指定区域内に所在する全ての施設において要請等の内容を満たす営業時間の短縮、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることに協力する大企業事業主が対象となります。</p> <p>※ 特措法施行令第11条に定める施設 （三から十四に掲げる施設にあっては、その建設物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校（三に掲げるものを除く。） 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。） 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 五 集会場又は公会堂 六 展示場 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。） 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 十 博物館、美術館又は図書館 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（十一に該当するものを除く。） 十五 三から十四までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
2	<p>Q.特定都道府県以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、指定区域の要請等対象施設において要請等に応じて休業を実施した場合、特例の対象となりますか</p> <p>特例の対象となります。</p>
3	<p>Q.特例に係る支給申請はいつから行うことができますか</p> <p>令和3年2月上旬以降の予定です。具体的な日付については、決定次第、ホームページにてお知らせいたします。</p>
4	<p>Q.特例用の様式について教えてください</p> <p>現時点では、特例用の様式を配布しておりません。支給申請の受付開始と同時に厚生労働省のホームページに掲載する予定です。</p>
5	<p>Q.既に特例用の様式を使わずに支給申請を行ってしまったのですが、どうしたら良いでしょうか</p> <p>管轄の労働局において、申請いただいた内容にて一度支給決定をさせていただきます。支給決定通知書をお受け取りになりましたら、緊急事態宣言対応特例の受付開始をお待ちいただき、所定の様式を使って再申請を行って下さい。</p>

今般の特例に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページでも公開しています。支給申請に当たって、重要なものもございますので、**必ずご確認**いただきますようよろしくお願いいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000724322.pdf>